

公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理 ガイドライン



平成 25 年 4 月

横 須 賀 市

環境政策部環境企画課

■ はじめに

本市では、今後目指すべきみどりの将来像である「みどりの中の都市 横須賀」を実現させるための1つとして、「みどりの基本条例」（平成23年4月施行）において、「公共施設の緑化の推進」を規定するとともに、「みどりの基本計画」（平成22年3月見直し）で、「公共施設における緑化の指針策定」を位置づけました。

「みどりの保全と創出」は、市民・事業者・行政等が役割分担、連携、協力しながら推進する必要があります。

こうした背景を受け、公共施設においては市民や事業者等に先駆け、先導的な役割を果たす責務があります。

そこで、公共施設の緑化目標や「みどり」の管理の考え方の指針を示し、適切に「みどり」を増やし、育成に配慮しながら維持していくことを目的としたガイドラインを作成しました。

本ガイドラインは国、地方公共団体等が行う土地利用時の緑化率の目標を定めた「目標編」と、本市の施設における樹木等の「みどり」の整備や、「みどり」の育成に配慮した維持管理に関する考え方を取りまとめた「配慮指針編」の2編で構成されています。

また、各目標及び指針に基づく取り組みについては、年度毎にその運用状況の取りまとめ、進捗管理を行うとともに、課題を抽出して今後の公共施設の緑化と維持に役立てていくこととしています。

今後は、本ガイドラインに基づき緑化を推進するとともに、みどりの育成に配慮した維持管理における参考としていただき、各施設管理者等の積極的な取り組みにより、「みどりの保全と創出」に関する行政としての責務を果たしていただけるように望みます。

***みどりの育成に配慮した維持管理（＝育成管理）とは**

樹木や草花などの「みどり」は、建築物や工場製品等とは異なり生き物であることから、植物の成長や病虫害対策等、植物を育てる＝「育成」に配慮しながら、景観、防災、防犯、利用者の安全性、周辺環境やみどりの機能等を勘案し、適切に維持管理していく必要があります。

なお、本ガイドラインでは、この「みどりの育成に配慮した維持管理」を「育成管理」と表記します。